

○内閣府  
経済産業省 令第八号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定に基づき、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十四日

内閣総理大臣 菅 義偉

経済産業大臣 梶山 弘志

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

送 出 後

様式第七 (第五十七条関係)

申 出 書  
年 月 日

殿

氏名又は名称

住 所

電話番号

下記のとおり、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがありますので、適当な措置をとられるよう、特定商取引に関する法律第 60 条に基づき、申し出ます。

1. 申出に係る事業者  
記

所在地：  
名 称：

2. 申出に係る取引の態様

3. 申出の趣旨

4. その他参考となる事項

送 出 前

様式第七 (第五十七条関係)

申 出 書  
年 月 日

殿

氏名又は名称

住 所

電話番号

下記の通り、特定商取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがありますので、適当な措置をとられるよう、特定商取引に関する法律第 60 条に基づき、申し出ます。

1. 申出に係る事業者  
記

所在地：  
名 称：

2. 申出に係る取引の態様

3. 申出の趣旨

4. その他参考となる事項

附 則

この命令は、公布の日から施行する。